

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA（以下「通所型サービスA」という。）の実施について定める。

(基本取扱方針)

第2条 通所型サービスAの提供にあたっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善と言った特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われることに留意しつつ行うこと。

2 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

3 サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービス依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮すること。

4 提供されたサービスについては、個別サービス計画に定めつつ目標の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなどその改善を図らなければならないものであること。

(サービス提供の頻度)

第3条 あらかじめ、地域包括支援センターにより適切なアセスメントにより作成された介護予防サービス・支援計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して1週当たりのサービス提供頻度を位置付ける。提供の頻度は、次の各号のいずれかとする。

(1) 週1回程度 月当たり5回まで

(2) 週2回程度 月当たり10回まで

(サービスの提供時間)

第5条 1回当たりのサービス提供時間については2時間以上とし、介護予防サービス・支援計画において設定された生活機能向上に係る目標の達成

状況に応じて必要な程度の量を通所型A事業者が必要に応じて作成する個別サービス計画書に位置付けること。

(回数や提供時間の変更)

第6条 サービス提供の時間や回数については利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであって、当初の個別サービス計画における設定に必ずしも拘束されるべきものではなく、目標が達成された場合は、新たな課題に対する目標を設定し改善に努めること。その際には、介護予防サービス・支援計画との関係を十分に考慮し、地域包括支援センターと十分な連携を取ること。

(提供にあたっての留意点)

第7条 サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第8条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めおかなければならない。

2 サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 サービスの提供に当たり、利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。